

入院誓約書

五日市記念病院 病院長

このたび五日市記念病院（以下病院）への入院にあたり、下記を含めた院内の諸規則について内容を理解し同意しましたので、遵守することを誓約します。

1. 病院の諸規定（裏面要約）を遵守します。

万一、病院の定めた規律及び指示に違反した場合は、病院の退院要請に応じます。

2. 必要以上の現金、貴重品等は持ち込みません。

持ち込み品は自分で管理し、紛失等については病院の責任は問いません。

3. 第三者又は病院に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負います。

4. 医療費及びその他の諸費用は、指定の期日内に支払います。

未払い金が生じた場合は、法的手続き等へ移行される事を了承します。

年 月 日

○ 記入は自署でお願いします。自署が困難な場合は代理人が患者氏名を代筆して下さい。

誓約者			
患者氏名（自署）			
代理人（自署） ^{注1}		患者さんとの関係	

身元引受人 ^{注2} （親族 ^{注3} ・法定代理人・後見人・補佐人の方）			
氏名（自署）		患者さんとの関係	
住 所		電 話 番 号	— —
勤務先名		電 話 番 号	— —

※ご参考

注1 代 理 人：患者さんご本人から入院の手続きや同意が取れない場合に、代わって行なって頂く方を言います。

注2 身元引受人：患者さんご本人に代わって本人の所持品を預かったり、治療・手術方針について確認をしたり、患者さんご本人がもしも死亡した際には身柄を引き取ったり、部屋の退去手続きをして頂く方を言います。

注3 親 族：血縁関係ないしは姻戚関係においてのつながりを有する者のうち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族を言います。（民法第725条）

《諸規定の要約》

1. 法令に基づき、駐車場など屋外も含め病院敷地内は全て禁煙となっています。
入院患者さんのみならず、ご家族、お見舞いの方も喫煙はご遠慮下さい。
 2. 個室の利用および病室の変更（転室）は病状優先となりますので、ご希望に添えない場合があります。
 3. 病状・看護上の理由により病室を移動して頂く事がありますので、あらかじめご了承下さい。
 4. 外出、外泊をご希望される場合は、必ず病棟スタッフへお知らせ下さい（担当医師の許可が必要です）。
外出、外泊に伴う食事変更は、前日の午後6時までとなります。
それ以降の食事変更は、3食を限度として、1食につき食事療養費の半額を実費負担して頂きます。
 5. 入院費の請求書は、月末締めで翌月10日（日曜・祝日の場合は、その翌日）及び退院時に発行します。
お支払いは、請求書受領後14日以内をお願いします。
 6. 入院中に他の医療機関への受診は、原則できません。
止むを得ず受診する場合は、担当医師の承諾が必要ですので、事前に病棟スタッフまでご相談下さい。
 7. 患者さんからの申し出がない限り、電話の取り次ぎ（電話による入院の有無の問い合わせにはお答えしません）及び面会のご案内をしていますので、ご希望がございましたら、病棟スタッフに申し出下さい。
 8. 入院中は医療安全管理上、病室入口およびベッドネームに患者さんのお名前を表示させていただきます。
病室入口への表示にご同意頂けない方は、病棟スタッフに申し出下さい。
 9. 病状が回復された患者さんには、原則として、社会復帰へのリハビリの一環として日中は普段着に着替えて頂きます。病衣(パジャマ)のまま診療中の外来ロビーやコンビニエンスストアへ出ることはご遠慮下さい。
 10. 備品の破損や貸与品の紛失などにつきましては、実費を請求させていただきます。
 11. 緊急時には、治療及び医療安全管理上必要な検査（感染症検査など）や与薬を実施することがあります。
- その他、詳細は『入院のあゆみ』をご参照下さい。